

平成24年6月25日

文部科学大臣 殿

国立大学法人福岡教育大学

監事 安高澄夫 

監事 祇園全禎 

## 監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における学長及び理事の職務執行及び業務全般について監査いたしました。その結果について、以下のとおりご報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

当期の監査計画等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員、内部監査部門をはじめ各部門から業務の処理、執行状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し主要な部門の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、法令に適合し、国立大学法人福岡教育大学の財務状況を正しく示していると認めます。
- (3) 決算報告書は、国立大学法人福岡教育大学の決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人福岡教育大学の業務運営の状況を適正に示していると認めます。
- (5) 学長及び理事の職務遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 業務監査における監事意見の要約を参考資料として添付します。

平成24年6月25日

国立大学法人 福岡教育大学  
学長 寺尾 慎一 殿

監事 安高 澄夫



監事 祇園 全球



## 平成23年度 業務監査における監事意見の要約

国立大学法人福岡教育大学の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、平成23年度中に様々な業務監査を行いました。その結果は、監事監査意見書や役員会で述べております。この資料は、それらの所見を要約したものです。

1 寺尾学長の大学改革に対する熱意と行動力は高く評価できる。しかし、それを阻むような、大学運営における不適切な慣例や、教職員の法規に対する認識不足がある。

2 職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して支給されたい。

国立大学法人法において準用される独立行政法人通則法第63条には「職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」とされている。しかしながら、本法人においては「勤務評価記録書」を用いた業務評価、能力評価、適性評価などに基づく勤務成績の評価がなされていない。

大学教員の勤勉手当においては、6月期と12月期で「優秀者」の推薦を受けた者がほとんど重複しておらず、輪番で勤勉手当を支給していると推察される。

(詳しくは、平成23年8月2日付けの監事監査結果報告書も参考にされたい)

3 式典において国歌斉唱が実現するに至ったことは、これまでの経緯からすると評価できる。その他の事柄にも積極的に改革に取り組まれているが、学則第2条に記された「有為な教育者を養成」という本法人の目的を果たすため、教育・研究分野のさらなる改善と充実を求める。

- (1) 履修内容の確保
- (2) シラバスの点検・改善
- (3) 成績評価の透明性、説明力の向上
- (4) 学生の授業評価の幅広い活用
- (5) 教員総覧の充実
- (6) 教育の「到達目標」のさらなる充実
- (7) 学内の教育調査の見直しと改善
- (8) 有為な教育者の養成機関として国旗掲揚と国歌斉唱の定着
- (9) 教員選考基準の厳正化と見直し

(詳しくは、平成23年11月30日付けの「監事監査結果報告書」を参考にされたい)

- 4 教育研究評議会や教授会は、審議機関であり、法的決定機関ではないことを周知する必要がある。  
会議は大学の業務として学長が総理すべきものであり、職員は学長の統督下にある。会議においては審議機関としての役割を果たし、教育・研究分野においてさらなる成果を期待する。

教育研究評議会においては、学長の主宰者たる立場が認識されるようになり、議事運営が前年度より改善されたと思われる。

(詳しくは、平成23年3月17日付けの臨時監事監査報告書を参考にされたい)

- 5 教育研究評議会や教授会において、一部の教員から、監事の監査対象や監事の監査業務に対する不適切な発言があった。国立大学法人法の趣旨や法人運営の基本的認識を教職員に周知する必要がある。

以上